

葛南教育事務所だより



千葉県教育庁葛南教育事務所
〒273-0012 船橋市浜町2-5-1
Tel 047-433-6017 Fax 047-433-3169



葛南教育事務所管内
公立小・中・義務教育学校・特別支援学校講師等登録会について
【管理課】

令和7年3月卒業見込みの方、教員免許を取得見込みの方、新たに学校現場での勤務を希望される方は、新卒既卒問わず「講師等登録会」にお越しください。

「講師等登録会」の日時について

令和7年 1月11日(土) 9:00~12:00 受付
令和7年 2月 1日(土) 9:00~12:00 受付
場 所：葛南教育事務所1階 大会議室

※61歳以上の方も登録可能です。

※参加にあたって予約の必要はありませんので、直接お越しください。

なお、講師登録自体は随時行っていますので、都合のつかない方は電話にていつでも御相談ください。

現在講師をしている方、一旦講師を退職し再度講師を希望する方の手続きについて

講師登録の有効期限は2年間（2年度）になります。

例1：令和6年度勤務のために登録した方は、令和6・7年度有効です。

この時に付与された講師登録番号は「葛南6-0000」となります。

例2：令和7年度勤務のためにこれから登録する方は令和7・8年度有効になります。

この時に付与される講師登録番号は「葛南7-0000」となります。

令和5年度登録（令和5・6年度有効「葛南5-0000」）の方が、来年度も講師として勤務される場合は更新登録が必要となります。

また、以前に勤務をしていた方で、一旦講師を辞めて新たに勤務を希望する方も、新規と同様に講師登録が必要となります。自身の講師登録番号から有効期間を確認していただき、必要なお手続きをお願いします。

※ご不明な点がございましたら、葛南教育事務所管理課までお問い合わせください。

千葉県教育庁葛南教育事務所

住所：船橋市浜町2丁目5番1号

電話：047-433-6017 17

不祥事根絶に向けて

【管理課】

【懲戒処分の指針が一部改正されました】

飲酒運転に係る交通法規違反等に関して、令和6年11月13日付にて「懲戒処分の指針」の一部が改正されました。

飲酒運転は死亡事故につながる危険性がきわめて高い重大な違法行為です。「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」においても、県の職員が県民に範を示すべき立場として率先して飲酒運転根絶に取り組むとされています。今回の改正では、酒気帯び運転をした職員や、飲酒運転であることを知りながら同乗していた職員等も含め、原則として免職の取扱いとなりました。

＜改正内容＞

(1) 運転者

飲酒運転（酒酔い及び酒気帯び運転）をした職員は、免職とする。

(2) 同乗者等

飲酒運転であることを知りながらその車両に同乗していた職員、又は飲酒をすすめた上、飲酒運転を止めなかった職員は、免職とする。

＜注意事項＞

飲酒運転は、自動車や自動二輪車のみならず、自転車、電動キックボード等を含む全ての車両の運転に該当します。

【児童生徒の尊厳を守りましょう】

不祥事根絶に向けて、多くの教職員が、「切実感」と「当事者意識」を持って、日々業務に取り組んでいます。しかしながら、監督責任を含め、今年度すでに11件の懲戒処分が行われたことは大変残念なことであり、改めて絶対に不祥事を起こさないという気概で職責を果たしていかなければなりません。

また、体罰・不適切な指導について今年度3件の処分が行われています。過度な注意や叱責を繰り返すことは、児童生徒のストレスや不安感を高め、自信や意欲を喪失させるなど、児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねません。

令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」には、「不適切な指導と考えられ得る例」が記載されています。体罰や不適切な言動等の未然防止や組織的な対応を徹底し、児童生徒の尊厳を守る風土の醸成に努めていくことが大切です。

不適切な指導と考えられ得る例（生徒指導提要より）

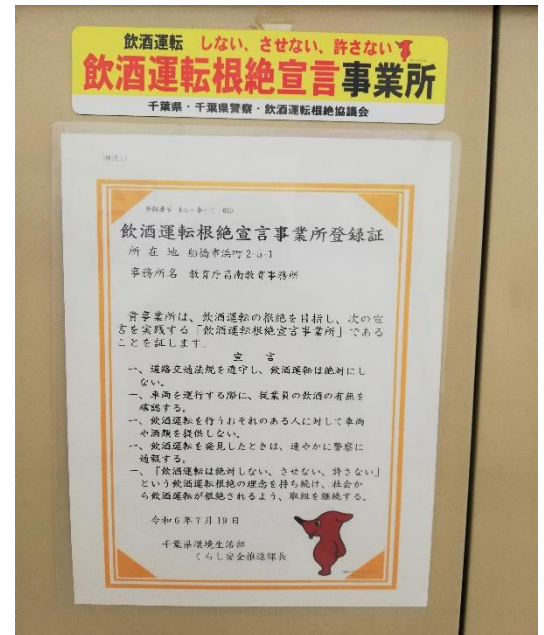
- 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要な以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

飲酒運転根絶に向けて

【管理課】

葛南教育事務所は、令和6年度7月19日に「飲酒運転根絶事業所」に登録をしました。宣言の内容である以下のポイントを守りながら、事務所全体で飲酒運転根絶に取り組んでいます。

- 道路交通法規を守り、飲酒運転は絶対にしない。
- 車を運転する際は、所員の飲酒の有無を確認する。
→アルコールチェックの実施
- 飲酒運転をするおそれのある人には車や酒類を提供しない。
- 飲酒運転を発見したときは、すみやかに警察に通報する。
- 「飲酒運転は絶対にしない・させない・許さない」という飲酒運転根絶の理念を持ち続け、社会から飲酒運転が根絶されるよう、取り組みを続ける。



事務所内に登録証とステッカーを掲示しました



チーバくんも、卓上で飲酒運転ゼロをよびかけます

1年の中で飲酒運転が最も多くなる時期は12月、まさにこれからの時期です。警察庁の調査によると、飲酒運転による死亡事故のリスクはおよそ6倍にもなるということで、自分自身の財産・仕事・信頼ばかりではなく、そして何よりも命を失う取り返しのつかない行為であることを忘れてはいけません。

飲酒運転は、運転者だけでなく、一緒に車に乗った人、お酒をすすめた人も処分の対象となります。また、自転車・キックボード等をふくむすべての車両の運転があてはまるため、自動車を運転しない人にも無関係ではありません。

「飲酒運転はしない・させない・ゆるさない」を合言葉に、声をかけ合い、目を配りながら、根絶の輪を広げていきましょう。

特別な教育的支援を要する子供の学びと切れ目ない支援体制の充実 個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用した引継ぎについて

【指導室 特別支援教育班】

今回は、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用について確認しました。今回は、二つの計画を活用した**引き継ぎ**について、千葉県教育委員会通知の「特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した引継ぎについて」（令和6年2月）を基に、重要なポイントを確認します。

※二つの計画の詳細については113号参照



Q1 『二つの計画を活用した引継ぎ』とは、どんなことを指しますか？

本人や保護者の同意を得て、学校が、進学先や進級後の担当者等に二つの計画を活用した丁寧な説明を個別に行うことを指します。

「校内での引継ぎ」では、特別支援教育コーディネーター等を中心に引継ぎ計画を立て、校内委員会等で、二つの計画を活用して、適切な指導・必要な支援等を詳細に説明し、確実に引継ぎが行われるよう留意します。

「学校種の異なる引継ぎ」では、特別支援教育コーディネーターや進路指導主事等が連携して、相手校の担当者等と連絡をとります。適切な指導や必要な支援が切れ目なく続くように、本人や保護者の同意を得て、二つの計画を活用し、情報を確実に引き継ぐと共に、**計画（写し）を進学先の担当者等に渡す**ようにします。 ※原本は保護者に返却します（113号参照）。

Q2 『二つの計画を活用した引継ぎ』はなぜ必要なのですか？また、どんな効果が期待できますか？

今まで受けていた指導・支援の内容を二つの計画に明記して引き継ぎ、学年や学校種、担当者が変わっても、継続して指導・支援を受け、生活や学習上の困難さを軽減して、安心した学校生活を送ることができるようにするために必要です。特に進学する際の課題（小1プロブレム・中1ギャップ・高1クライシス等）においては、二つの計画を活用して対応することで、年度始めをスムーズにスタートすることができるようになります。引継ぎの効果としては、以下のようなことがあげられます。

- ①適切な指導・必要な支援を切れ目なく継続的に行うことができ、本人の困難さを軽減することができる。
- ②学習面や生活面の課題等を早期に把握することで、二つの計画を早い段階で適切に立てることができる。
- ③得意なことや苦手なこと等を事前に知ることによって、本人にとって有効な活躍の場を与えることができる。
- ④課題が再び現れた時、対応を講じる際の有効な情報として役立てることができる。

Point !

引継ぎでは、「保護者との連携」が欠かせません。日頃から保護者との連絡を密にとり、関係を大事にしなが、具体的な子供の成長について、学校全体と保護者で一緒に考えていく積み重ねが大切です。

年度末に向けて、一人一人に応じた切れ目ない支援体制充実のために、二つの計画を活用した引継ぎを行います。

